
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第5日)

令和2年12月18日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和2年12月18日 午後1時30分 開議

- 日程第1 報告第14号 専決処分の報告について(日吉津小学校情報機器購入(1人1台端末整備)業務物品売買契約の変更)
- 日程第2 陳情第12号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情について(総務経済常任委員長審査報告)
- 日程第3 議案第65号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第66号 日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第67号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第68号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第6回)について
- 日程第7 議案第69号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第8 議案第70号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第9 議案第71号 令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第3回)について
- 日程第10 議案第72号 鳥取県総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第73号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第12 議案第74号 村道の認定について
- 日程第13 議案第75号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第7回)について
- 日程第14 発議第10号 日米地位協定の見直しを求める意見書について
- 日程第15 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第17 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 14 号 専決処分の報告について（日吉津小学校情報機器購入（1 人 1 台端末整備）業務物品売買契約の変更）
- 日程第 2 陳情第 12 号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情について（総務経済常任委員長審査報告）
- 日程第 3 議案第 65 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 66 号 日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 67 号 日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 68 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）について
- 日程第 7 議案第 69 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 8 議案第 70 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 9 議案第 71 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算(第 3 回)について
- 日程第 10 議案第 72 号 鳥取県総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 11 議案第 73 号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について
- 日程第 12 議議第 74 号 村道の認定について
- 日程第 13 議案第 75 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）について
- 日程第 14 発議第 10 号 日米地位協定の見直しを求める意見書について
- 日程第 15 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 16 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 17 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
-

出席議員（10 名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 高 森 彰 書記 ----- 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 ----- 中 田 達 彦	総務課長 ----- 高 田 直 人
総合政策課長 ----- 福 井 真 一	住民課長 ----- 矢 野 孝 志
福祉保健課長 ----- 小 原 義 人	建設産業課長 ----- 益 田 英 則
教育長 ----- 井 田 博 之	教育課長 ----- 横 田 威 開
会計管理者 ----- 西 珠 生	

午後 1 時 30 分 開議

○議長（井藤 稔君） 皆さん、こんにちは、いよいよ第 4 回定例会も最終日となりました。ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 報告第 14 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、報告第 14 号専決処分の報告について（日吉津小学校情報機器購入（1 人 1 台端末整備）業務物品売買契約の変更）を議題といたします。

村長の報告を求めます。

○村長（中田 達彦君） ただいま議案となりました、報告第 14 号の日吉津小学校情報機器購入（1人1台端末整備）業務 物品売買契約の変更に関する専決処分についてご報告を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定及び、議会権限に属する事項中、村長において専決処分すべき事項の指定についての第 1 項に基づき、令和 2 年 12 月 8 日を期日として専決処分を行ったものでございます。

契約項目中の学習ソフトウェアはクレジット方式での購入であります。購入に伴う手数料は消費税法施行令第 10 条第 3 項第 8 号により非課税として取り扱われており、この度消費税を再計算し、超過した部分について減額とする契約変更を行うものでございます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。先ほど説明がありましたクレジット方式の購入ということですが、このクレジット方式ということについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 三島議員のご質問にお答えいたします。クレジット方式ということですが、たとえば金券を購入するなど購入をする方法のひとつでございます。それで今回クレジットで分割など支払いの方法はいろいろございますが、一括でクレジット方式で支払いを業者が行ったものです。これはこの学習ソフトウェアを預かっている会社が、購入についてはクレジット方式でしかのみのやり取りとなっております。この方法をとって業者の方が支払うものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） クレジットって言うと、購入をするお店ということではなくて、一般の人がクレジットっていう使う時のあれとはちょっと違うですかね。一括して払ってしまう、その会社にとということですか。何かそこら辺をちょっとわかるようにお願いしたいと思うんですけど、で、そこから払うと消費税がかからないということなんですね、クレジットで買うと、その点ちょっともう少しわかるようにお願いしたいんですけど。

○議長（井藤 稔君） 執行部の方から申し出がありましたので、ここで一時休憩といたします。

午後1時37分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（井藤 稔君） 再開します。横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 申し訳ありませんでした。三島議員の質問にお答えします。この業者につきましては、外国の業者になります。それで外国の業者が発行しております金券を購入して、それで支払うというふうな形を指定されているものですから、その方法に沿って行ったもの、ですからわれわれが個人でしているようなクレジットカードとはちょっと扱いはまったく別ものになります。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 先ほど三島議員のご質問を聞いておってですね、その外国のクレジットの取引ということで、まあ、言われたんですけども、実は外国の取引のクレジットの云々というのは、業者さんがされることで対日吉津村はその業者さんに、KOA さんに、発注をかけてですね、その発注の形態というのはあくまでも日吉津村とそこなわけです。それで業者さん同士が売り買いをされたものが発生した、その部分について、わたしどもが影響がないということが確認できればそれでいいわけであって、でもその対対取引の関係が私どもに対して影響を及ぼしているかどうかということが、今の答弁の中ではそこは釈然としないということがあるので、その部分をもう少し明確に答弁いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。このクレジット部分につきましては、消費税、まあ商品券と同じですので、消費税がかからない部分になりますが、それを消費税を入れてしまった計算で、業者の方も計画をして進んでおりました。社内の検査をする中で、消費税を加えていたことがわかりましたので、それで修正のお願いを受けてこちらもそれに応じて、この度のこの金額の修正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので質疑を終わります。以上で報告第14号を終わります。

日程第 2 陳情第 12 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、陳情第 12 号全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情についてを議題といたします。

本陳情は本会議において総務経済常任委員会に審査を付託しておりますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井です。ただいま議長の方から本定例会におきまして、提出されております陳情について総務経済常任委員会に付託がございました。この陳情についての結果とご報告を申し上げます。

受理番号につきましては陳情第 12 号、付託の年月日が 11 月 5 日、件名が全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改正に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情でございます。提出者沖縄と連帯するのとつりの会共同会長ということで 3 名の方、石田正義氏、一盛真氏、伊藤英司氏のご 3 名の共同会長、そして事務局は平良忠弘氏でございます。

これにつきましては、総務経済常任委員会を 12 月 11 日会期中の中、陳情 12 号について審査をさせていただきました。出席議員敬称を略させていただきます。前田議員、三島議員、長谷川議員、井藤議員、委員 4 名そして委員長わたくしの橋井 5 名でございます。本陳情につきましては、12 月 11 日金曜日、午前 9 時から開会をしております。参考人といまして、陳情者の事務局であります平良忠弘氏を招聘をし、午前 9 時より本陳情の趣旨並びに内容についての発言を許し、陳情の詳細を伺ったものでございます。

まず、委員会が始まります前に、来ていただいた事務局の参考人の方から本陳情の趣旨、及び要旨について陳述をしていただきました。皆さま方にはお手元に陳情理由が提出されておるとおりでございます。陳情の理由の主な点がだいたいおおむね 3 点だったかなというふうに思っております。

まず、陳情の内容といたしまして、まず 1 点目は本陳情の原点であります部分に、これは平成 30 年 7 月 27 日に、全国知事会から米軍基地負担に関する提言ということで項目が列記され、そして全国 47 都道府県知事がここで賛同されておるといってございまして。知事提言をやはり真摯にこれを受け止め陳情の提出をしてほしい。そして 2 点目がこのコロナ禍ということでござ

いまして、陳情の趣旨内容にも記載をされております。コロナがこれだけ膨大な状況になっておるといことで、これらの抱える日本では米軍基地のそこらにお住まいなり、勤務されております米軍関係者の方々のコロナの現状も加味すれば、そこに日本の国内法では権限がないということとを懸念されておるところでございます。そして3点目につきましては、日本の国家主権の回復ということ趣旨の内容で述べておられます。これらはやはり日本の自国法の適用外であり、他国と比較をしても日本は独自の地位協定を見直し、執行し、するべきであるということが大きな陳情理由の主旨であったように承っております。これらのご意見を伺った中で、そして各議員で会議を開き、そしてこの案件につきまして協議をさせていただきました。

結果として申し上げますが、最終的に本陳情については採択すべきという結果になりました。採択すべきが2、不採択とすべきが1、趣旨採択とすべきが1ということで意見が分かれております。過半数でありますのでこれは採択すべきであるということで結果が出ております。この採択すべきという意見は沖縄に限らず協定が60年間改正されず、わが国の問題の解決をみておりません。本陳情については安保の是非を求めるものではなく、自国の法律が適用されない現状を速やかに改正されるべきであるという趣旨が主なものではなかったかなと思っております。

そして不採択とすべきにつきましては、本陳情によります地位協定の見直しは親法といいますか原点であります日米安全保障条約にも訴求する件であり、米国が万が一撤退するようなことになれば、わが国に軍隊を持たざるを得なくなり、これは回避すべきである。

趣旨採択とすべきという意見は、改正が必要なことは理解をするものであるが、改正となれば周辺地域国に及ぼす影響が多岐であり、国の方は時期を冷静に判断すべきであって、地方自治体議会が判断をする現状にはないではないかという意見で、採択、不採択、趣旨採択ということで意見が割れております。

結果といたしましては、先ほど申し上げました採択すべきが過半数を超えておりますので、本陳情につきましては採択すべきということで結果を報告させていただきます。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、陳情第12号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。討論を行います。委員長報告に対し、反対、賛成の順に行います。討論についてはその趣旨をわかりやすく、そして簡潔明瞭にお願いいたします。それでは初め

に反対討論から行います。討論はありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。今回総務経済常任委員会に付託された陳情第12号全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情は、採択という委員長の報告でした。わたしはこの委員長報告に二つの点から反対の立場で討論させていただきます。

まず1点目が国及び関係機関への意見書提出をという陳情であり、村議会での権限に属しないという点です。町村行政なり議会の権限に属しない事項に係るものは、不採択とするほかないと議員必携にも記載されています。

2点目として今回の添付資料、日米の地位協定見直し意見書採択、地方自治体によると2020年9月25日まで、鳥取県では3町議会のみ採択であり鳥取県議会でも採択されていません。昨日閉会しました鳥取県議会、11月定例会でも不採択となりました。以上1点のことから陳情第12号の委員長報告への反対討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（井藤 稔君） 次に賛成討論はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この本陳情の審査結果は委員長の報告のとおり、採択という結果になりました。わたくしはこれに賛成する立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

本陳情は、日米安保条約にいわば付随する細則としての日米地位協定ですね、安保条例を前提として、その細則である地位協定の見直しを求めているというふうな趣旨であります。

わが国は第2次大戦の敗戦国として1945年から6年半、アメリカを中心にした連合国の占領下にありました。そして52年にサンフランシスコ講和条約によって、独立を果たしたものの新に結ばれた日米安保条約の基で、占領軍に変わって在日米軍、当時26万人が全国の各所に占領下と変わらず、基地に駐留するという事になって今日に至っております。

当時アメリカとしましては、ソ連とか中国の脅威に対して日本列島は不沈空母という言葉が示したように、何としても米軍の最前基地としての日本の基地を手放したくなかったというふうなことで、そのため米軍は日本列島のどこでも日本側の規制を受けることなく、自由に基地を使用できるということを求めたわけです。こういった考え方の中で、60年にこの地位協定というものが決定されているわけですが、極めて不平等なものになっております。

たとえば、米軍には日本の法律が適用されないということがありますし、米軍や米兵が犯罪を起こしても、その裁判権は実質的には日本にはなく、米軍にあるというふうな治外法権になっているわけです。更には環境保護の規定というものがありませんで、本国米国においても法律に違反になる危険な物質の保管も沖縄の米軍基地にされていたというふうなことも明らかになっております。そういった問題についても日本側の調査ということは、立ち入りができないというのが実情であります。

1950年代、いわゆる占領が終わった直後から日本中各所で痛ましい事件は発生しておりまして、米兵によりまして理不尽に日本人の命が奪われるというふうな事件が多発しております。その都度、日本の裁判権というのは十分機能しなかったということでもあります。更に記憶に新しいところでは、95年の沖縄におきます少女暴行事件、あるいは2004年に沖縄国際大学に米軍のヘリが墜落した場合などにも、日本の警察は捜査すらできなかったということがありますし、より直近でも2016年軍属の男性によりまして沖縄の、20歳の女性への凶悪な殺人事件が発生をしております。その都度、米軍のそういう治外法権のふるまいに対して、日本国民も大きな怒りが広がっておりますが、残念ながら日本の警察や司法はその前においては無力であるというのが実態であります。つまり、1960年から一度も見直しされていない日米地位協定による不平等な現実、今も続いているということでもあります。

ただ、状況が変わりましたのは、現在日本にある米軍基地は、ご案内のように面積において0.6パーセントといわれる狭い沖縄に、どんどん集約化されておまして、日本全土の73パーセントの基地が、今は沖縄に集約されているということでもあります。くどいようですが、日米地位協定の不平等さはずっと変わっていないわけではありますが、この間、沖縄への基地の集中により、わたしたちは沖縄で痛ましい事件が報道されるたびに、心の中では痛み、沖縄に同情しつつも常にそれは沖縄の不遇によるものというふうな考え方で、そういうふうな陥りがちだということがあるんじゃないかとは思っています。

現在も米軍は、首都東京をはじめ30の都道府県に基地を保有駐留しておまして、沖縄以外でもさまざまな問題が起きております。鳥取県内でも問題となっておりますのは、米軍機の低空飛行訓練でありまして、日本の航空法では密集地でない山岳地であっても地上から150メートル以上の航路が求められているわけですが、米軍機にはそういう日本の法律は適用されておらずで、発表によりまして平均60メートルぐらいの高度で訓練飛行をしているということでありまして、その際には建物の瓦が暴風によって飛んだり、あるいは保育所の上空を飛んだことで、その

爆音により子どもたちが恐怖におののくというふうな被害が報告をされております。

更に最近では、岩国に基地に危険視されているオスプレイが離着陸をしておいて、中国山地はブラウンルートというふうな称される訓練ルートになっていると聞いております。万が一、鳥取県下で墜落事故が起きても、鳥取県警どころか日本のあらゆる機関もその事故調査を直接行うことはできないのが実態であります。墜落の残骸を米軍の財産だと主張されたら、日本側の調査は全くできないということが、いわばこの地位協定の中に取り決められているわけです。こういった問題に対して、亡くなられた沖縄県の翁長知事の尽力によりまして、全国知事会で協定の抜本的な見直しなどがすでに提言をされているということでもあります。

同じ敗戦国でありますドイツやイタリアにおいても、米軍やあるいはナト一軍が駐留しておりますが、日本のような不平等な協定ではありません。また近く韓国にも北朝鮮との緊張の中で米軍が駐留しておりますが、同じような協定が結ばれているものの、これまでに二度の見直しが行われております。

今回の陳情については、提出者である沖縄と連帯するとつとりの会事務局を務められている平良さんからご説明を受けました。沖縄出身で県西部にお住まいの平良さんは、聞きますと2年前にも本議会に陳情にお越しいただいたようですが、ふるさとへの思いを深くしつつも激高されることもなく、紳士的に切々とわれわれにその状況を説明される姿には深い感銘を受けました。そういった思いをわたしたちが、真摯に自分のこととして認識するならば、今回の陳情に異を唱える余地はないというふうにわたしは考えます。

日米地位協定の見直しの問題を、日本の即安全保障に影響する問題だとか、あるいは軍備の保持とか基地の撤退とか、そういう政治的な掛け合いだというふうに捉えている方もあるかも知れませんがこれはそうではありません。これはまず、日本の主権の問題であり、地方の自治権の問題でありまして、更に危険と背中合わせの人にとっては、喫緊のいわば人権問題であるというふうにわたしは感じております。われわれ地方議会がそういった問題に与することなく、そっぽを向いては、将来の村民の安全保障にも安全確保にもつながらないというふうに思いますので、われわれ日吉津村議会としましては、ぜひ、この陳情については採択をし、国に米軍との日米の交渉のテーブルを迫るように求めていくべきだというふうに考えております。

皆様のご支持をいただきますようお願いをしまして、賛成討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（井藤 稔君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから陳情第 12 号を採決します。本陳情に対する委員長の報告は採択することです。委員長の報告のとおり本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第 12 号は不採択することに決定をいたしました。

日程第 3 議案第 65 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、議案第 65 号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 65 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 66 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、議案第 66 号日吉津村督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 66 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 67 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 5、議案第 67 号日吉津村地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 67 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 68 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 6、議案第 68 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 68 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 69 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 7、議案第 69 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 69 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 8 議案第 70 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 8、議案第 70 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 70 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 71 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 9、議案第 71 号令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 71 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 72 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 10、議案第 72 号鳥取県町村総合事務組合同規約の変更に関する協議についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 72 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 73 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 11、議案第 73 号鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 73 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議員（4 番 三島 尋子君） 異議あり。

○議長（井藤 稔君） 三島議員の方から、議長の宣告に対し、異議がある旨申し出がありました。この場合の異議の申し立てには日吉津村議会会議規則第 87 条の規定により二人以上を必要といたします。よって、異議のある方は起立を求めます。

〔起立一人〕

○議長（井藤 稔君） 起立二人未満であります。異議の申し立ては成立いたしません。よって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 74 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 12、議案第 74 号村道の認定についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 74 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 75 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 13、議案第 75 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 75 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 164 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 9,337 万円とするものでございます。

4 ページをご覧ください。歳出では、第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 3 目母子父子福祉費に 157 万 4,000 円を計上しておりますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため、対象となる世帯に対し、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給するものでございます。

その他、小学校の教室の灯具が故障し、急遽修繕が必要となったことによる補正でございます。

歳入では、第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 2 目民生費国庫補助金に 157 万 4,000 円を計上しておりますが、これはひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費等国庫補助金でございます。

なお、第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金 7 万 2,000 円で調整しております。

以上、議案第 75 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。これに反対するものではありませんけれども、世帯数というのはだいたい何世帯をみておられますか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。追加議案の説明資料の予算事業概要書をご覧くださいと思いますが、こちらで中ほど以下に対象者というところがございまして、(1) から (3) までございます。これに該当する方が今回も対象になるということでございまして、(1) に該当が 32 世帯、それから (2) に該当が 3 世帯、(3) に該当が 6 世帯というこ

とで見込んでおります。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2 番 山路 有君） 2 番、山路です。今説明資料の中で、先ごろ調べる中では低所得の定義というのが謳われていたような気がしますけれども、日吉津村においてこの低所得の定義というのは、考え方ですね、あるのか少しお聞きしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えします。低所得といいますのは2番、3番の方が公的年金を受けておられたりとか、所得が高くて全部支給停止というような方がございますが、そちらの方が普段児童扶養手当を受給される基準に下がるまでということが一応定義になってございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2 番 山路 有君） 2 番、山路です。すみませんどうも、いま一つわたしも、たしかこの間調べる中では、この1,000万以上とかいうような数字については、この支給しないというような数字まで出ていたと思うんですけども、そのあたりは別段この1、2、3の定義に従って行うというふうに理解すればよろしいでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えします。この度は緊急的な措置でございましてはっきりした定義はないんですが、このコロナの影響で少しでも所得が下がったというような方を対象にして、広く支給をしていくという趣旨のものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論は初めに反対、次に賛成の順で行います。反対討論はありますか。

[反対討論なし]

○議長（井藤 稔君） つづいて賛成討論はありますか。

[賛成討論なし]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成についての起立を求めます。

[起立全員]

○議長（井藤 稔君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 発議第 10 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 14、発議第 10 号日米地位協定の見直しを求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。当件につきましては本日、日程第 2 陳情第 12 号を当委員会で採択すべきとされたものであり、意見書を提出するものであります。

発議第 10 号日吉津村議会議長井藤稔様、提出者総務経済常任委員長橋井満義。日米地位協定の見直しを求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出をするものでございます。

日米地位協定の見直しを求める意見書案、わが国には日米安保条約に基づき、日米地位協定により 30 都道府県に 130 を超える米軍基地がある。その米軍基地所在地では航空機の騒音や、米軍人、軍属に関わる事件、事故などにより平穏で安全、安心であるべき周辺住民の生活が脅かされる事態が続いており、基地の所在する自治体にとってその負担の軽減が重要課題となっている。

こうした中で、全国知事会は 2018 年 7 月に日米地位協定を抜本的に見直す提言を採択した。この知事会提言以降、全国各地の県、市町村議会で地位協定の見直しを求める意見書が可決され、提出されている。しかし、基地をめぐる事件、事故、騒音、環境問題は深刻さを増している。加えて新型コロナ危機である。現在の日米地位協定の基では、世界最大の感染国であるアメリカから、軍人、軍属の出入国及び基地外への出入りをチェックする権限は日本にはない。基地を感染源とする予防対策に自治体はおろか国さえ無力であり、基地所在地の住民のみならず全国民の不安は深刻である。

日米地位協定は、米軍人等の犯罪に関わる裁判権や国民生活に深く関わる事項が日本国法令の適用外と定められているが、1960 年に締結されて以来、60 年間一度も改正されず不平等の規定のまま今日に至っている。国民の生命財産並びに人権を守るためには、日米地位協定のあるべき姿への見直しが喫緊の課題となっている。よって、国において適切な処置を講ずるよう強く要望す

る。以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。令和 2 年 12 月 18 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、総務大臣、以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 説明が終わりました。この際質疑討論はないものとし、これから発議第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。委員長の報告のとおり、意見書を提出することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立少数]

○議長（井藤 稔君） 起立少数と認めます。したがって、発議第 10 号は否決されました。

日程第 15 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 15、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 16 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 16 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中

の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 17 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 17、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（井藤 稔君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて議了いたしました。これをもって、会議を閉じ令和 2 年第 4 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 31 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員